

規則第 8 号

社会福祉法人 愛泉会 役員等報酬・費用弁償細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人愛泉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の理事会、評議員会及び監事による監査並びに行政による実地指導監査時の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬額)

第 2 条 役員等の報酬の額は、勤務形態に係わらず、別表 1 のとおりとする。
2 法人の職員で、役員等を兼ねる場合は、別表 1 の報酬は併給しない。
3 各年度における役員等の報酬の総額は、50 万円を超えない範囲とする。

(報酬額等の算定方法)

第 3 条 報酬額は、役員等個々の役職や在職年数などは反映せず、一律とする。
2 退職慰労金については、これを支給しない。

(費用弁償額)

第 4 条 役員等の費用弁償の額は、別表 2 のとおりとする。
2 第 1 条以外の公務により旅行した場合には、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
3 前項の規定により支給する旅費は、別に定める社会福祉法人愛泉会旅費支給細則の規定に準じて支給する。
4 法人の職員で、役員等を兼ねる場合は、社会福祉法人愛泉会旅費支給細則を適用し、費用弁償は支給しない。

(報酬・費用弁償の支給方法及び形態)

第 5 条 理事会、評議員会開催日及び監査実施日、行政による実地指導監査日並びに前条第 2 項に規定する当日に、その都度現金で支給する。

(委 任)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は評議員会において定める。

附 則 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 細則第 2 号、第 6 号及び第 7 号は、平成 29 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

別表 1 (報酬の額)

区 分	金 額
評議員	日額 10,023 円
理 事	日額 10,023 円
監 事	日額 10,023 円

別表 2 (費用弁償の額)

区 分	日 額 旅 費
市内の旅行	1,000 円
県内の旅行	2,000 円
県外の旅行	6,000 円